



不当な不利益の防止に向けた措置のモニタリング結果について (2022年4月～9月)

2023年1月31日

挑む。超える。ともに創る。

 プロクリアホールディングス

目次

I

基盤的サービス提供の維持とお客さまへの不当な不利益防止に向けた取り組み

II

融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング

III

店舗網の維持に関するモニタリング

IV

相談窓口に寄せられた相談等の内容

V

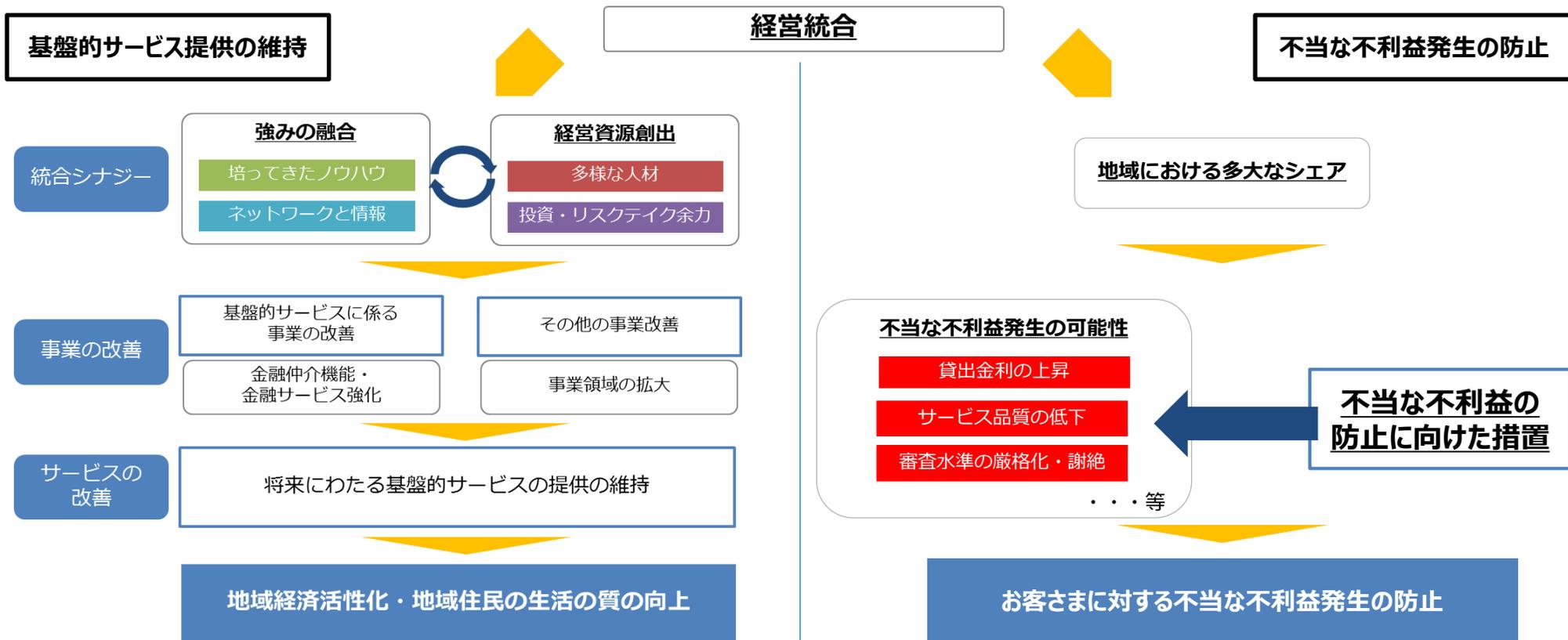
実効性評価のための委員会の開催状況



I . 基盤的サービスの提供の維持と お客さまへの不当な不利益防止に向けた取り組み

1. 基盤的サービス提供の維持と不当な不利益の発生防止

- プロクレアホールディングス(以降、「HD」と表記します)は、青森銀行とみちのく銀行の経営統合による統合シナジーの発揮・活用を通じて、基盤的サービスに係る事業を含めたグループ全体の事業の改善を進めるとともに、健全な経営基盤を構築することにより、基盤的サービスの提供を維持し、地域経済の活性化および地域住民の生活の質の向上に貢献してまいります。
- 一方で、経営統合により多大なシェアを得ること、お客さまに対して不当な不利益を生じさせる可能性があることから、次ページ以降に記載する防止措置を行うことにより、お客さまに対する不当な不利益の発生を防止いたします。



2. 不当な不利益の防止に向けた取り組みの基本方針

○HDは、青森銀行とみちのく銀行の経営統合に伴い、お客さまに不当な不利益が生じることを防止するため、以下のとおり取り組みの基本方針を定めております。

【不当な不利益の防止に向けた取り組みの基本方針】

- (1) 適切かつ合理的な理由なく、金利の引き上げおよび高い金利の設定、ならびに新たに保証人を立てることを条件とする等、不当な融資条件を提示することはいたしません。
- (2) 適切かつ合理的な理由なく、融資取引の拒絶はいたしません。
- (3) サービスの質の向上および地域の皆さまの利便性の向上に努めてまいります。
- (4) その他、お客さまに「不当な不利益」が生じないよう努めてまいります。

3. 不利益防止措置

○HDでは取り組み方針を達成し、不当な不利益の発生を防止するため、以下の防止措置を講じております。
○不利益防止措置について、実効性を確保するためのモニタリングを行っております。

不当な不利益防止のための措置

- (1)青森県内における中小企業向け融資に係る貸出金利および保証条件について、融資審査の際にその適切性・合理性を事前に確認します。
- (2)青森県内の店舗統廃合は、お客さまの利便性に十分配慮し、一定の店舗網を維持してまいります。
- (3)お客さまへ定期的(年1回)にアンケートを実施し、不当な不利益防止措置の実効性についてモニタリングを行います。
- (4)経営統合および取引条件に関する相談窓口を設置し、お客さまからご意見・ご要望等を収集し、不当な不利益の発生等についてモニタリングを行います。
- (5)弊社内において「基盤的サービス維持・向上委員会」を設置し、不当な不利益防止措置の実効性等についてモニタリングや評価を行うとともに、社外取締役が過半数を占める「基盤的サービス諮問委員会」において客観的な見地からも検証を行い、弊社取締役会に対し意見・提言を行うことで、取り組みの改善に努めます。
- (6)上記措置の運用状況等を定期的に金融当局へ報告するとともに、各種モニタリング状況等の概要を公表します。

モニタリング結果

7ページ

14ページ

2023年2月実施予定

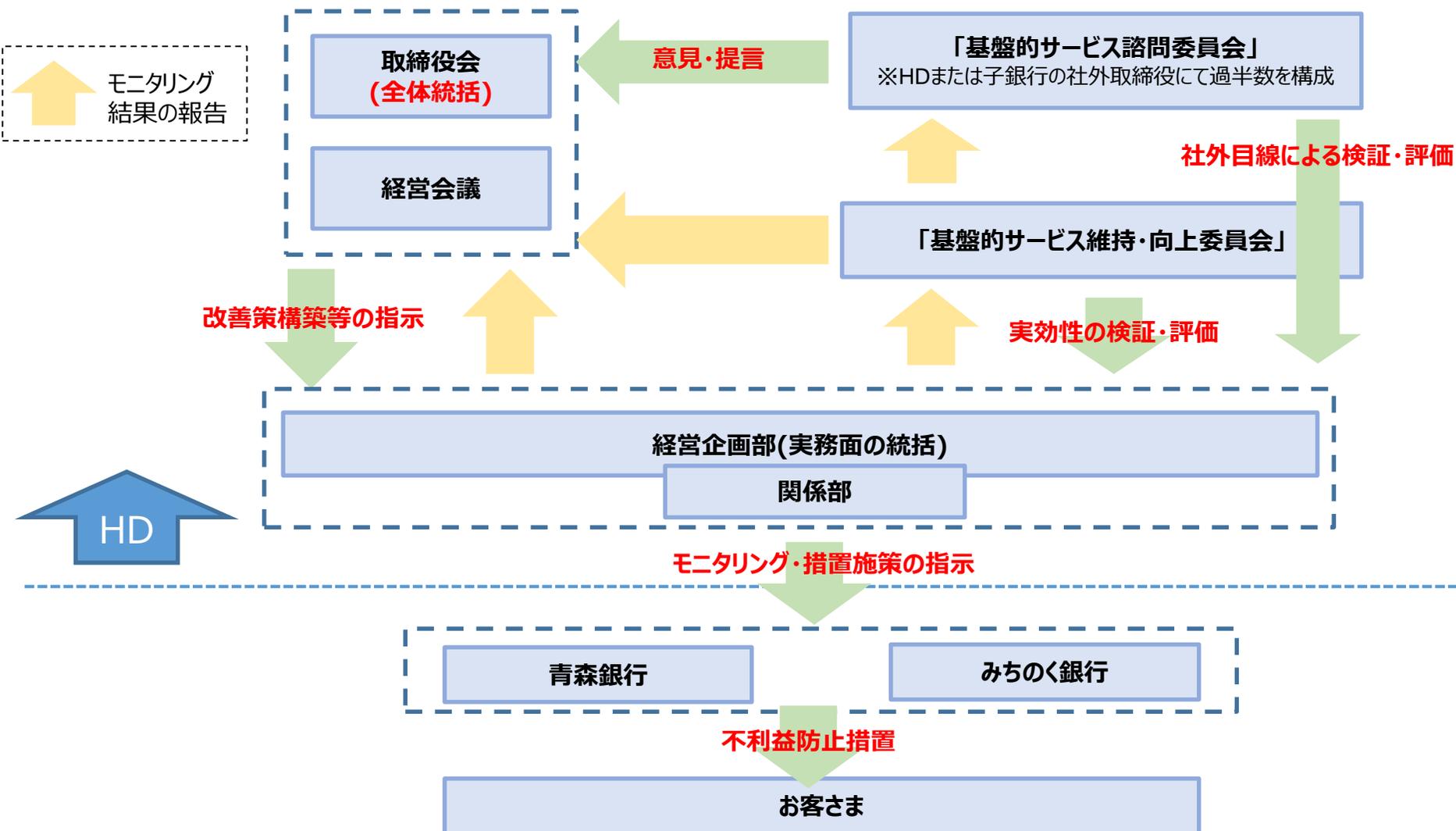
16ページ

18ページ

本ご報告資料

4. 実施体制の整備

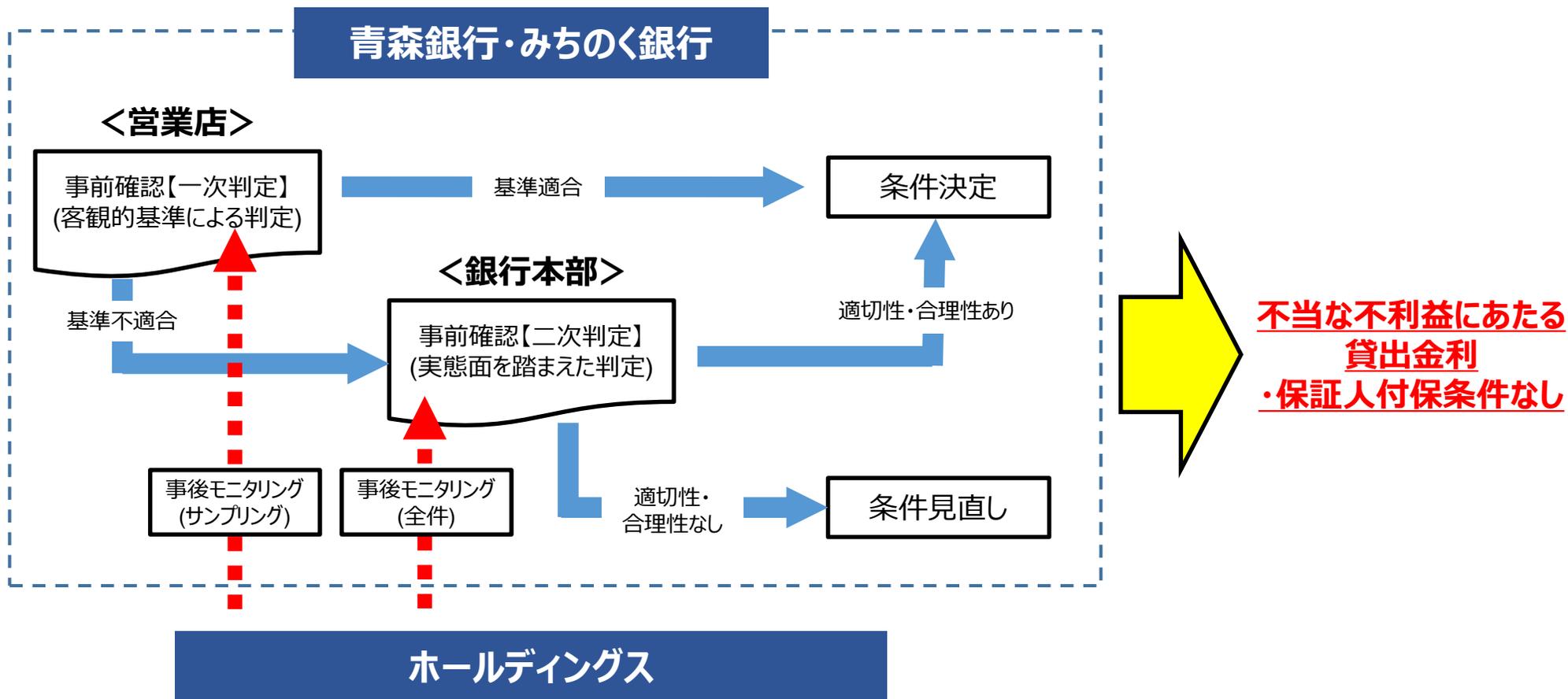
○不当な不利益防止措置の実効性を確保するため、以下の実施体制を整備しております。



Ⅱ. 融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング

1. 貸出金利および保証人付保条件における適切性・合理性の確認状況

- 貸出金利と保証人付保条件のそれぞれについて、適切性・合理性の事前確認を以下のフローにて実施しております。
- 事前確認の内容について、一次判定はサンプリング、二次判定は全件を対象としてHDによる事後のモニタリングを実施しております。
モニタリングの結果、不当な不利益と認められる貸出金利の条件、および保証人付保の条件はございませんでした。



2. 貸出金利に係る定量モニタリングの実施内容

○貸出金利において不当な不利益が発生していないかを定量的にモニタリングするため、中小企業のお客さまに対する貸出金の金利について、(1)の分類に基づき、(2)のモニタリングを実施しております。

○モニタリングの結果、不当な不利益にあたるような金利の上昇はないものと判断しております。

(1) 貸出金の分類

両行の青森県内営業店と取引のある中小企業に対する貸出金について、以下の①～④を対象に定量モニタリングを実施しております。



モニタリング結果

①⇒10ページ

②⇒11ページ

③⇒12ページ

④⇒13ページ

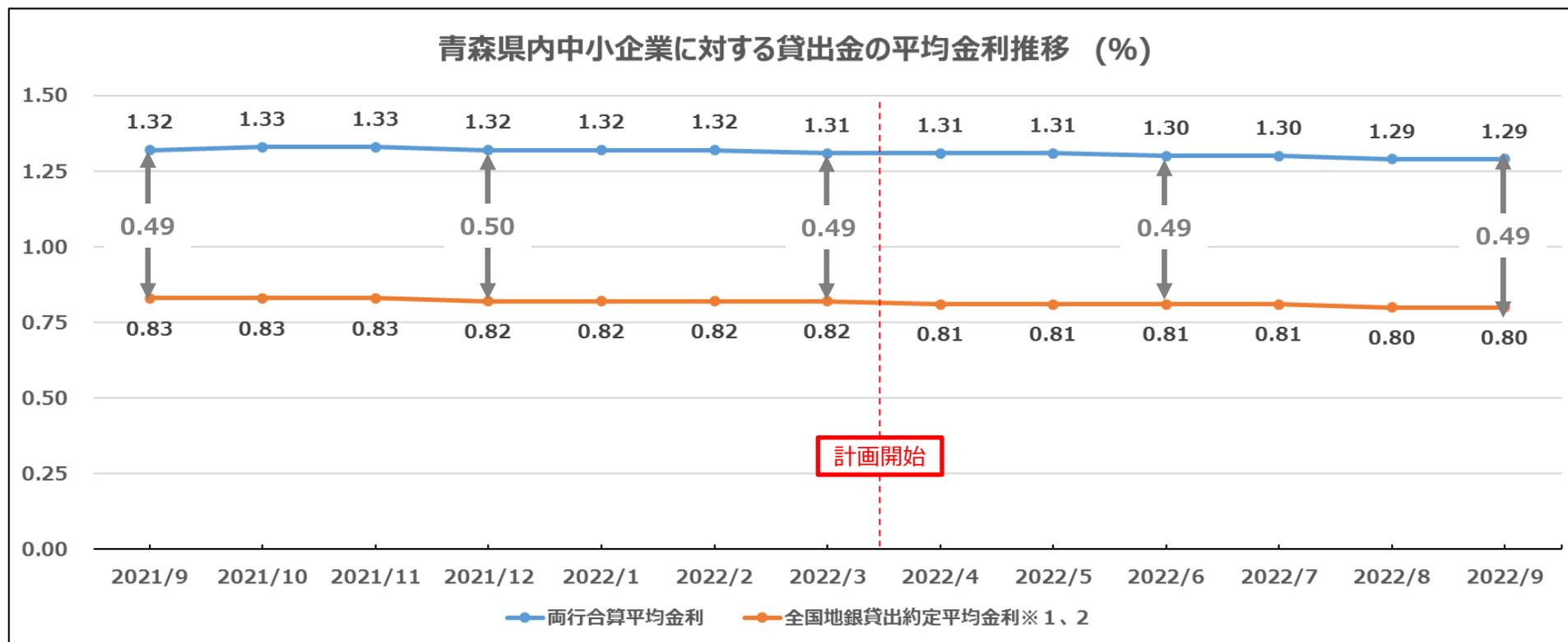
(2) 定量モニタリングの内容

以下のa.およびb.の内容にて定量モニタリングを実施しております。

モニタリング内容	モニタリングの目的
a. 平均金利の推移 上記(1)の対象ごとに平均金利を算出し、その推移をモニタリングしております。	中～長期的な視点から、金利の上昇傾向がないかを検証します。
b. 指標金利との金利差 a. の平均金利と比較するため、全国地銀貸出平均金利を指標金利として選定し、平均金利との金利差をモニタリング。	貸出金利が実勢を上回る金利上昇となっていないかを検証します。

3. 貸出金の定量モニタリング〔平均金利の推移〕

- 青森県内の中小企業に対する貸出金全体の平均金利は安定して推移しております。
- 日本銀行が公表する全国地銀の貸出金約定平均金利を指標金利とし、貸出金全体の平均金利との金利差をモニタリングしております。金利差は安定して推移しております。



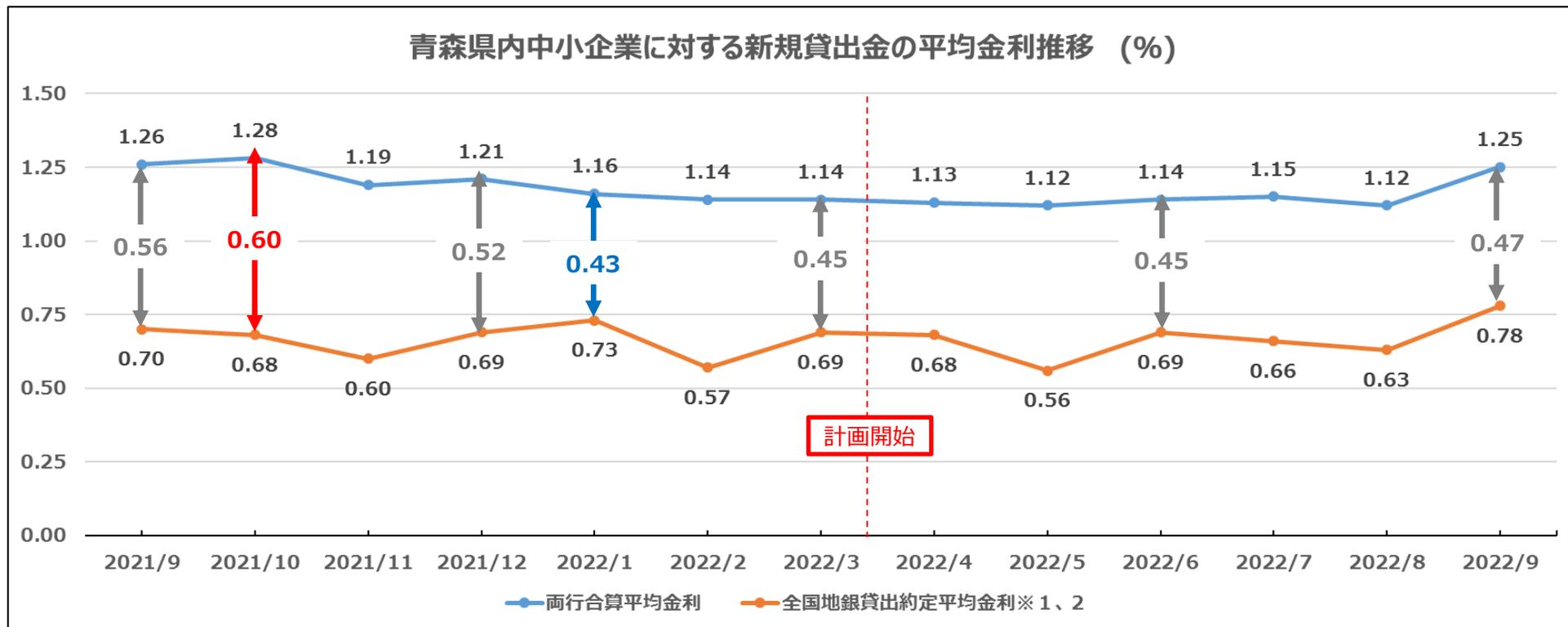
(注)グラフの上下矢印および矢印上の数字は平均金利と指標金利の金利差を表します。赤色はモニタリング期間中の最大値、青色は最小値を示しております。

※1：日本銀行が公表する「貸出約定平均金利」における「2.ストック>総合>地方銀行」を参照しております。

※2：全国地銀の貸出約定平均金利は、中小企業に対する貸出金その他、大・中堅企業、政府・地公体、個人等に対する貸出を含めた平均金利となっております。

4. 新規貸出金の定量モニタリング〔平均金利の推移〕

- 青森県内の中小企業に対する新規貸出金の平均金利は安定して推移しております。
- 日本銀行が公表する全国地銀の新規貸出金約定平均金利を指標金利とし、新規貸出金平均金利との金利差をモニタリングしております。金利差は安定して推移しております。



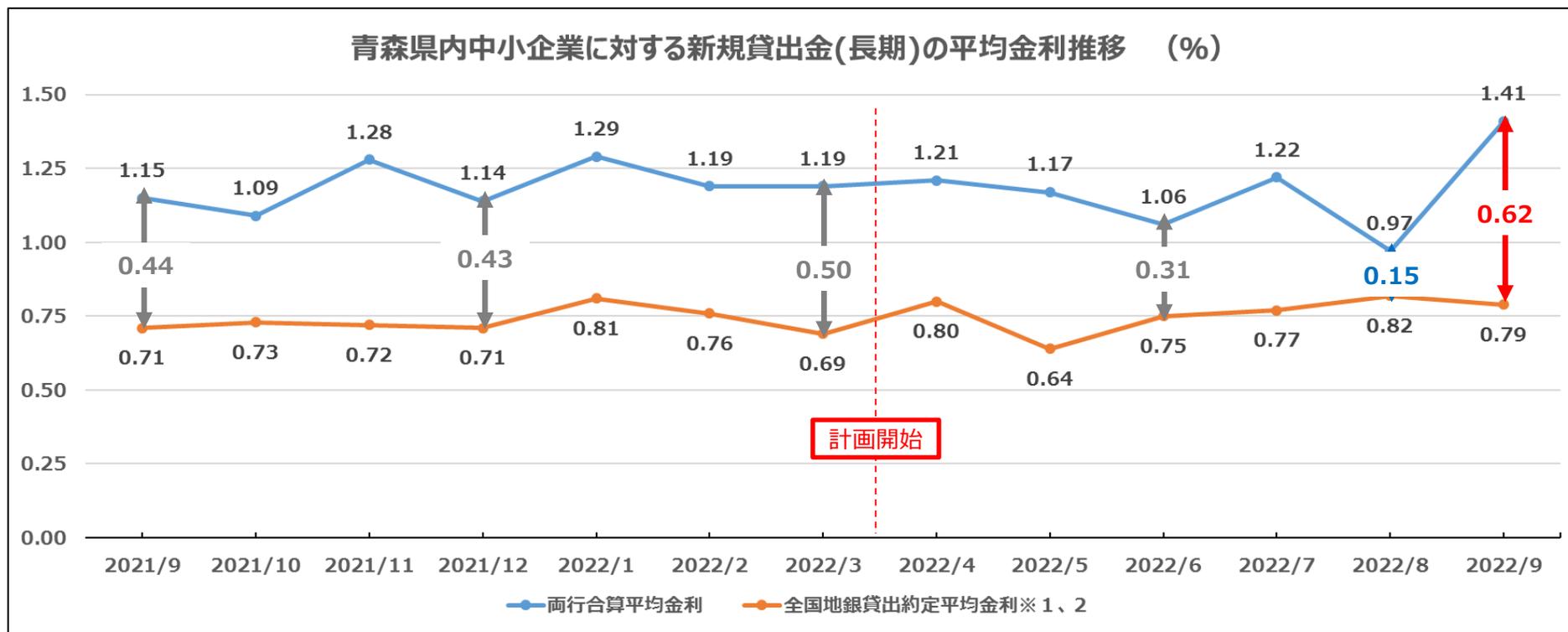
(注)グラフの上下矢印および矢印上の数字は平均金利と指標金利の金利差を表します。赤色はモニタリング期間中の最大値、青色は最小値を示しております。

※1：日本銀行が公表する「貸出約定平均金利」における「1.新規>総合>地方銀行」を参照しております。

※2：全国地銀の貸出約定平均金利は、中小企業に対する貸出金の他、大・中堅企業、政府・地公体、個人等に対する貸出を含めた平均金利となっております。

5. 新規貸出金(長期)の定量モニタリング〔平均金利の推移〕

- 青森県内の中小企業に対する新規貸出金(長期)の平均金利は、2022年8月から9月にかけて上昇しております。
- 信用リスクがやや高く、以前から金利条件が比較的高い企業に対する貸出が集中したことが金利上昇の要因となっており、不当な不利益にあたる金利の上昇ではないものと判断しております。
- 日本銀行が公表する全国地銀の新規貸出金のうち長期貸出金の約定平均金利を指標金利とし、新規貸出金(長期)平均金利との金利差をモニタリングしております。2022年9月末において金利差が拡大しておりますが、上記の要因から特段問題ないものと判断しております。引き続き不当な不利益にあたる金利の上昇がないかモニタリングしてまいります。



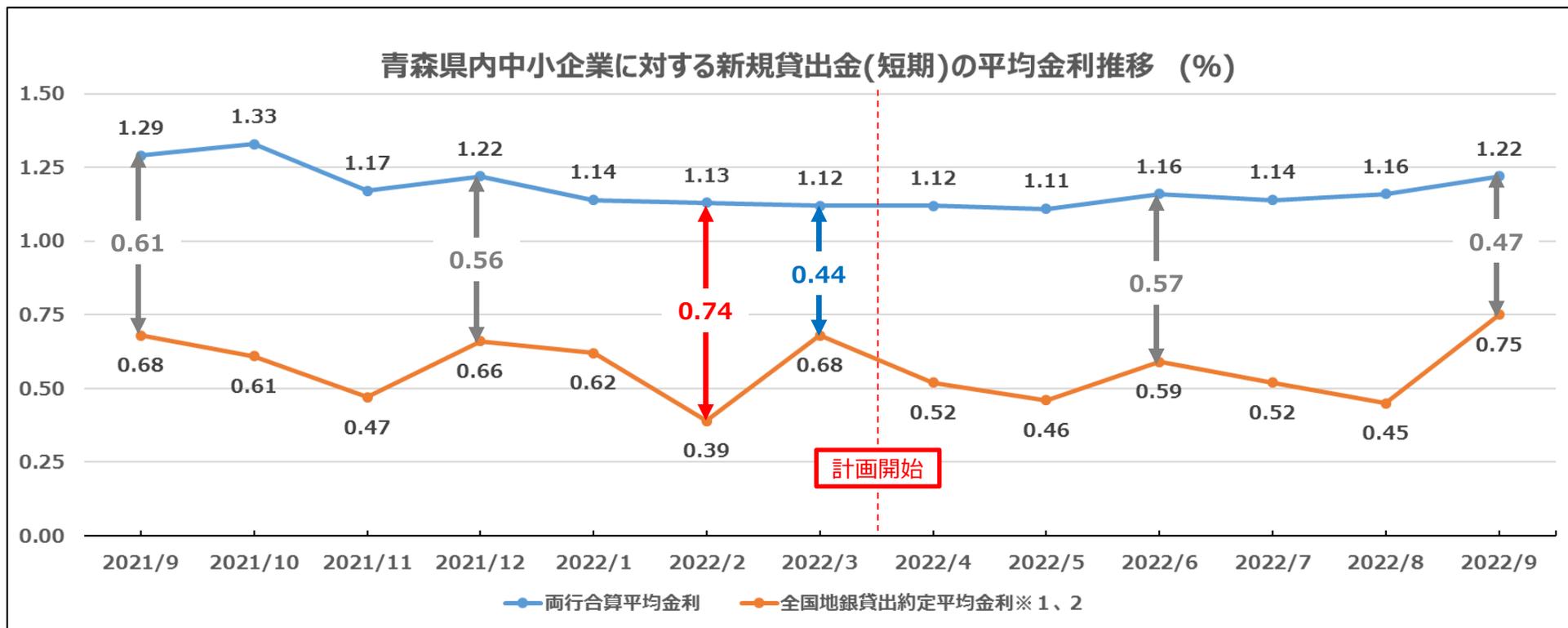
(注)グラフの上下矢印および矢印上の数字は平均金利と指標金利の金利差を表します。赤色はモニタリング期間中の最大値、青色は最小値を示しております。

※1：日本銀行が公表する「貸出約定平均金利」における「1.新規>長期>地方銀行」を参照しております。

※2：全国地銀の貸出約定平均金利は、中小企業に対する貸出金の他、大・中堅企業、政府・地公体、個人等に対する貸出を含めた平均金利となっております。

6. 新規貸出金(短期)の定量モニタリング〔平均金利の推移〕

- 青森県内の中小企業に対する新規貸出金(短期)の平均金利は安定して推移しております。
- 日本銀行が公表する全国地銀の新規貸出金のうち短期貸出金の約定平均金利を指標金利とし、新規貸出金(短期)平均金利との金利差をモニタリングしております。金利差は月による変動はあるものの、概ね安定して推移しております。



(注)グラフの上下矢印および矢印上の数字は平均金利と指標金利の金利差を表します。赤色はモニタリング期間中の最大値、青色は最小値を示しております。

※1：日本銀行が公表する「貸出約定平均金利」における「1.新規>短期>地方銀行」を参照しております。

※2：全国地銀の貸出約定平均金利は、中小企業に対する貸出金その他、大・中堅企業、政府・地公体、個人等に対する貸出を含めた平均金利となっております。



Ⅲ. 店舗網の維持に関するモニタリング

1. お客様の利便性に配慮した一定の店舗網の維持

○青森県内における店舗統廃合については、お客様の利便性に配慮した一定の店舗網を維持することとし、統廃合が決定した場合には統廃合店舗間の車による移動時間を開示することとしております。

○2022年4月～10月にかけて公表しました店舗統廃合について、統廃合店舗間の車による移動時間は下表のとおりとなっております。なお、店舗の統廃合に当たっては全て金融庁より事前の確認を受けております。

実施時期 (予定)	銀行	支店※1	統合先※1	移動時間※2
2022年度 下期	青森銀行	城西出張所	親方町支店(弘前支店)	8.45分
		下組町支店	八戸支店	5.17分
		桔梗野支店	弘前南支店(松森町支店)	6.10分
		本通支店	梁川町支店(函館支店)	8.70分
	みちのく銀行	国道支店 ※3	青森中央営業部(本店営業部)	3.52分
		上土手町支店 ※3	弘前営業部	2.57分
亀甲町支店 ※3		堅田支店	4.55分	
2023年度 上期	青森銀行	富田支店 ※3	弘前南支店(松森町支店)	3.37分

※1：支店名は本資料公表日時点の支店名を表示しております(カッコ書きは変更前の支店名)。

※2：時間は交通センサデータ（国土交通省）に基づき計測した移動時間を表示しております。

※3：「支店内支店方式(同じ営業店舗内に2つ以上の支店が併設する形態)」による統廃合となっております。

IV. 相談窓口に寄せられた相談等の内容

1. 経営統合および取引条件に関する相談窓口寄せられた相談等の内容

- 経営統合および取引条件に関する相談窓口を以下のとおり、社内および金融庁内にそれぞれ設置しております。
- 窓口寄せられた利用者意見等の概要は以下のとおりですが、**不当な不利益の発生に関する相談はございませんでした。**
- 貸出金利や保証人の付保等、取引条件の変化についてのご意見・ご相談等は引き続き記載のお問い合わせ先へお寄せください。

<ホールディングスのお問い合わせ先>

■ 経営統合および取引条件に関する相談窓口

(株式会社プロクレアホールディングス リスク統括部内)

電話番号：0120-269022

受付時間：平日9:00～17:00



相談窓口寄せられた利用者意見等の概要

- ①店舗やイメージキャラクターの存続に関する要望
- ②両行合併による商品サービスの向上に関する要望
- ③その他、合併に関する取引・手続等に関する質問

<金融庁のお問い合わせ先>

■ 金融サービス利用者相談室 (金融庁)

電話番号：0570-016811

(IP電話等：03-5251-6811)

受付時間：平日10:00～17:00



V. 実効性評価のための委員会の開催状況

1. 委員会の開催状況および実効性の評価

○2022年4月～9月のモニタリング結果について、社内委員会である基盤的サービス維持・向上委員会、および取締役会の諮問機関である基盤的サービス諮問委員会に以下のとおり報告しております。

○いずれの委員会からも不当な不利益防止措置の実効性について問題ないとの評価を受けております。

①基盤的サービス維持・向上委員会

開催日時 2022年 8月 9日（火） ※2022年4月～6月のモニタリング結果の報告
2022年11月7日（月） ※2022年4月～9月のモニタリング結果の報告

②基盤的サービス諮問委員会

開催日時 2022年11月10日（木） ※2022年4月～9月のモニタリング結果の報告

構成員

役職名	氏名	現職	役職名	氏名	現職
委員長	樋口 一成	HD社外取締役 株式会社クレハ社外取締役	委員	成田 晋	HD、青森銀行社内取締役
委員	石田 憲久	青森銀行社外取締役 青森商工会議所副会頭、等	委員	藤澤 貴之	HD、みちのく銀行社内取締役
委員	櫛引 利貞	青森銀行社外取締役 青森県中小企業団体中央会会長、等	委員	石川 啓太郎	HD、青森銀行社内取締役
委員	西谷 俊広	みちのく銀行社外取締役 有限会社西谷コンピュータ会計事務所 代表取締役			

2. 基盤的サービス諮問委員会の意見・提言

○前ページの評価と合わせて、基盤的サービス諮問委員会より以下の意見・提言が出ております。意見・提言については今後の施策の検討にあたり、適切に反映してまいります。

- (1) 地元企業からは経営統合に対する反対意見は聞こえていないが、今後の店舗の統廃合や自社との取引、貸出金利について不安の声も聞こえている。こうした不安感を和らげるためにも、正確な情報をどのように伝えていくかについては常に留意してほしい。
- (2) お客様の声をできるだけ多く収集するために、商工会議所等のチャネルも積極的に活用していただきたい。
- (3) 両行に対してコロナ禍における支援に対する感謝を地元企業より聞いている。一方でコロナ禍の終息に伴い、借入金の返済が始まることに対する不安の声も聞く機会が増えている。
- (4) 貸出金利の事前確認については、事例を営業店等に共有し、判断のスピードアップについては地元企業に対する資金の円滑な供給につなげてほしい。
- (5) アンケート等によるお客様への直接の意見吸収はこれからであり、お客様の声を評価・分析することで初めて実態を伴った施策が検討できるようになると思われる。



挑む。超える。ともに創る。

プロクレアホールディングス